

告 発 状

2026年 月 日

最高検察庁 御中

告発人 別紙告発人目録記載のとおり

被告発人 塚部貴子（東京地方検察庁公安部検事）
森博英（東京地方検察庁公安部部長）
長好行（東京地方検察庁検事）
恒川一宇（東京地方検察庁検事）
加藤和宏（東京地方検察庁検事）
松永拓也（東京地方検察庁副部長）

第1 告発の趣旨

被告発人の下記行為は、特別公務員職権濫用罪(刑法第194条)及び特別公務員暴行陵虐罪(刑法第195条第1項)を構成するとともに、これらの行為が結果的に相嶋静夫を死亡させたことから、特別公務員職権濫用等致死傷罪(刑法第196条)を構成するものと思料されるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

第一

被告発人塚部貴子は、東京地方検察庁公安部に所属する検察官で、いわゆる大川原加工機株式会社（以下「同社」という）事件の主任検事として、被疑者相嶋静夫（以下「同人」という）の公判請求に向けてその捜査に従事していたものであるが、同事件については証拠関係が希薄であったかつ被疑事実の根幹である同社製造にかかる噴霧乾燥機が外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）による輸出規制の対象となる「定置した状態で滅菌又は殺菌することができる」との該当要件を否定する重大な消極証拠が存在していたのであるから、再実験などの補充捜査を行うなど適正に検察権を行使し、同人の公判請求

を差し控えるべきであったにもかかわらず、これを請求すれば、検察官の強固な反対によって同人の保釈請求が認められずに同人が長期間勾留され、その間、同人が肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが容易に予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、2020年3月31日及び同年6月15日、同人を外為法違反の罪で東京地方裁判所に公判請求し、よって予測されたとおり計8回の保釈請求に対し、いずれも検察官が強く反対しそれを受けて同裁判所裁判官がその請求を却下したことにより、計240日間、同人らを東京拘置所において拘禁状態に置き、その間同人に深刻な身体的かつ精神的苦痛、苦悩を与えるとともに、勾留中同人の胃部に悪性腫瘍すなわち進行がんが認められたにもかかわらず適切な医療を受けられない劣悪な拘禁状態に置かれたまま迫り来る自己の死と直面する惨酷な恐怖を与え、これは職務を行うにあたり、同人の生命維持に必要な医療を受ける権利を意図的に妨害し、病状悪化による苦痛と死の恐怖を利用した積極的な加虐行為にほかならず、2021年2月7日同人を胃がんで死亡させる結果を招来させ、もって特別公務員として職権を濫用して同人を監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人に対し加虐の行為を行ったものである。

第二

被告発人森博英は、被告発人塚部貴子が公判請求した同人にかかる上記外為法違反事件の公判を担当する東京地方検察庁公判部長の職にあったものであり、被告発人松永拓也は公判部副部長及び被告発人長好行、被告発人恒川一宇、被告発人加藤和宏は同事件の公判担当検察官であったものであるが、同人の弁護人から保釈請求がなされ、それに対する意見を付するに当たって、上記のとおり同事件の証拠関係が希薄で、かつ公判を維持できない程の決定的かつ重大な消極証拠が存在していたから、適正に検察権を行使し上記保釈請求に対し反対意見を付することを差し控えるべきであったのに、ことさらにそれらの証拠関係を無視あるいは軽視し、上記保釈請求に対し強固な反対意見を付すれば、東京地方裁判所の担当裁判官がその意見に諾々と追従して保釈請求を却下し、その結果同人が長期間勾留され、その間同人が肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、被告発人塚部貴子は2020年4月6日頃、被告発人長好行は6月18日頃、被告発人恒川一宇は8月26日頃、被告発人加藤和宏は9月29日頃の4回にわたり、同人の保釈を許せば共犯者らと通謀し口裏合わせによる罪証隠滅のおそれがあるとの理由で強硬な反対意見を付して担当裁判官に伝え、よっていずれの保釈請求についても却下させたことにより、同人を計240日間東京拘置所において拘禁状態に置き、さらに同人の病状が悪化し外部病院での検査のための勾留執行停止申立てに対しても、その病態から同人に逃亡のおそれなどがなかったにもかかわらず、不必要に過酷な時間制限を加えるなどして十分な検査や治療を行うことを阻み、同人に深刻な身体的かつ精神的苦痛、苦悩を与えるとともに、とりわけ、同年10月19日の第5回

保釈請求にあたっては、同人が胃部の進行がんに罹患している旨の大学病院による診断書が添付され、速やかに適切な治療を受けなければ同人が重篤な状態に陥ることが容易に認識できたのであるから、上記証拠関係を併せ勘案し、速やかに同人を拘禁状態から解放し適切な治療を受けられる状態に置くべきであったのに、被告発人加藤和宏はあえてこれらの事情を無視し、2020年10月20日、上記保釈請求に対し強固に反対する意見をして東京裁判所担当裁判官に伝えて保釈請求を却下させ、その結果、同人を適切な医療が受けられない劣悪な拘束状態に置き、迫り来る自己の死に直面する惨酷な恐怖を与え、2021年2月7日同人を胃がんで死亡させる結果を招来させ、もって特別公務員として職権を濫用して同人を監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人に対し加虐の行為を行ったものである。

第2 罪名及び罰条

第一の事実については、特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）、特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条第1項）

第二の事実については、特別公務員暴行陵虐罪（刑法第195条第1項）、特別公務員職権濫用等致死傷罪（刑法第196条）

第3 告発の経緯

1. 2020年3月11日、東京地方検察庁の被告発人塚部貴子は、十分な証拠が存在せず、また、公訴の維持を困難にする消極証拠が存在していたにもかかわらず、同人らに対する起訴を決断した、すなわち逮捕状を請求し、東京地方裁判所の岡野清二裁判官がこれを発付した。同日、同人は任意同行の形式で自宅から連行され、以後、東京拘置所に勾留された。
2. 同年3月31日および同年6月15日被告発人塚部貴子は、警視庁公安部が実施したとされる温度測定実験のみを過信し、大川原社長たちは逮捕後一貫して、噴霧乾燥機が規制対象に当たるはずがないと専門家の意見も添えて主張していたほか、同社従業員らの消極的な供述（「温度が上がりにくい箇所がある」等）を、「客観的根拠がない」「供述が変遷している」として不当に軽視し、再実験などの補充捜査を怠り、公訴を提起した。
3. 後に従業員X1氏、X2氏、X3氏らの供述は、後に弁護側が公判前整理手続で提出した実験結果（弁護人温度測定結果報告書1・2・3）によって裏付けられ、公訴取

消しの決定打となった。これは被告発人塚部貴子が行うべき補充捜査を怠っていたことにより生じたもので、そもそも国賠法上違法と判断された公訴提起に基づく勾留であり、「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」を欠いていたうえ、「被疑会社はホームページに事実認否に関するコメントを発表するなどしており、会社ぐるみで口裏合わせを行っている可能性が極めて高い」という極めて非論理的な理由に基づき接見等禁止にまで及んだものであり、「罪証隠滅のおそれ」についても具体的かつ実質的な検討を行わなかった。

4. 同人は、逮捕時にすでに71歳という高齢であり、且つ、高脂血症や糖尿病の加療中であった。勾留後、同人は胃痛、ふらつき、黒色便など複数の症状を訴えたが、東京拘置所の医師は十分な診療を行わず、輸血や内視鏡検査など必要な処置も遅延した。さらに、重篤な病気であることが判明した後も保釈は認められず、2020年11月5日までの240日間、十分な医療を受けられないまま死亡に至った。主要な経過は以下のとおりである。

- (1) 同年4月6日、弁護人が第1回保釈請求を行ったが、被告発人塚部貴子は「黙秘を続いているため罪証隠滅の危険が高い」「会社ぐるみで口裏合わせを行い、供述を操作するおそれが極めて高い」「弁護人の主張する保釈理由は、一般的な事情にすぎない」などとして反対意見を述べ、裁判所は保釈請求を却下した。
- (2) 同年6月18日の第2回保釈請求では、弁護側は「貨物等省令の規制要件に該当せず、そもそも犯罪は成立せず、身体拘束を継続すべきでない」と主張したが、被告発人長好行は、黙秘権が正当な権利であるにも関わらず、同人らが黙秘していることを理由として罪証隠滅や口裏合わせの可能性を主張し、さらに、国籍・資産等あらゆる点においてまったく事情が異なるためそもそも比較対象になりえない日産自動車元会長の海外逃亡を例に挙げてまで、同人らの保釈に反対する意見を述べ、裁判所がこれを受けて却下した。
- (3) 同年8月26日の第3回保釈請求では、同年7月7日の東京拘置所の入所時検診で、同人に血色素数（ヘモグロビン濃度）10.9g/dLと明らかな貧血所見、心電図異常等が認められていたにもかかわらず、被告発人恒川一宇は再び罪証隠滅のおそれを理由に反対し、裁判所も却下した。
- (4) 同年8月28日以後、同人が胃痛やふらつきなどを数度にわたって訴え、9月28日には血色素数5.1g/dL、黒色便が確認されるに至った。にもかかわらず、直ちに輸血などの処置は行われず、輸血は3日後に実施されたにとどまった。この状況を

憂慮し、翌29日、弁護側は同人が70歳を超える高齢であることに加え、輸血が必要なほどの消化管出血が疑われる症状が見受けられたことから、緊急の入院・治療の必要性があることを理由に保釈請求をしたが、被告発人加藤和宏はまたも罪証隠滅のおそれを主張し、裁判所はこれを却下した。

- (5) 同年10月1日、拘置所の医師による上部消化管内視鏡検査で胃幽門部に潰瘍が発見された。10月7日には胃がんと診断され、同人にも告知された。
- (6) これを受け弁護人が外部の病院での検査のために同人の勾留執行停止（午前8時から午後6時30分まで）を申し立てたが、これに対しても被告発人加藤和宏が「時間が長すぎる」との反対意見を述べたため、同年10月16日、午前8時から午後4時までの8時間に限っての勾留執行停止のみが認められ、東京都内の大学病院を受診した結果、進行胃がんと診断された。しかし、同病院は午後4時までという時間的制約の中での検査や手術を受け入れなかつたため、弁護人はあらためて5度目の保釈請求を行い、会社関係者との一切の接触禁止など厳格な条件を提示したが、被告発人加藤和宏は「不相当」とする定型書面に加え、「速やかに却下すべきである」とあえて手書きで追記するなどして、強硬に反対し、裁判所も請求を却下した。
- (7) 被告発人加藤和宏による執拗な保釈反対により、同人家族及び弁護人は、同人の生命をなんとか救おうと、消化器内科の医師と当時判明していた情報から診療スケジュールを検討し、初診日の検査内容、そして想定される入院期間等を定め、勾留執行停止という制限のある状況の下での、入院・手術可能な医療機関を懸命に探し、これを裁判所に提出することで、11月5日、午後2時によく再度の勾留執行停止を受けた。しかし、同人はすでに自力で歩行することができない状態になっていたにもかかわらず、(1) 静岡県富士宮市の自宅、(2) 横浜市内の病院のいずれかに在所することとの勾留執行停止条件が定められたため、この日、同人は横浜市内の病院近隣の宿泊施設に宿泊することができず、いったん東京から静岡に移動することを余儀なくされ、必要以上に体力を消耗し、苦痛を受ける結果となつた。
- (8) 翌11月6日に同人は入院したが、すでに病状は進行しており、転移が認められたため手術不適応となり、化学療法を行うことになったが、このような状態にあっても同年12月1日の第6回保釈請求において、被告発人加藤和宏が保釈に反対したため、同人は勾留執行停止のまま治療を受けることを余儀なくされた。

(9) 同年12月25日の第7回目の保釈請求では弁護側は検察官請求証拠の一部について、不同意意見を同意意見に変更するなど大幅な譲歩を行ったうえで、あらためて保釈を請求した。被告発人加藤和宏の反対にもかかわらず、東京地裁鏡味薰裁判官は保釈許可決定したが、これに対して被告発人加藤和宏は直ちに準抗告を行い、重篤な病状への言及は一切なく、「罪証隠滅の危険性が極めて高い」との主張を繰り返し、結果として保釈決定は取り消された。

(10) 翌2021年1月29日の第8回目の保釈請求においても、被告発人加藤和宏は口裏合わせの可能性を理由に保釈に反対する意見書を提出し、東京地裁道垣内正裁判官が保釈許可決定を出すと、またもや準抗告を申立て保釈を阻止しようとした。これに対して、東京地裁はこれを棄却、同人および他2名は240日ぶりに保釈となつたが、同人は同年2月7日に胃がんで死亡した。

以上の経過は「不適切」という域を超えて、まさに非人道的そのものであり、被害者の生命・健康を著しく危険にさらし、結果的に死に追いやつたものであり、人権侵害の極みというべきである。

5. そもそも本件は客観証拠が乏しく、前任検事も公安部の捜査を問題視し起訴を見送った事件であり、さらに立件に不利な報告もあった。仮に公訴を提起するとしても、凶悪犯罪とは到底言えないものであり、在宅処理が十分に可能であった。しかも、同人が既往症を有する高齢者であり、その体調悪化にともない長期勾留や医療不備による生命・健康への危険は容易に予見可能であったにもかかわらず、被告発人らは職権を濫用して不当な身柄拘束を行い苦痛を与えたのみならず、適切な医療を受ける権利を不当に奪つたものであり、刑法第194条の特別公務員職権濫用罪に該当する。
6. 同社役員・社員らは、同人ら3名の逮捕に先立つて1年半もの間、警察の取調べに全面的に協力しており、同人ら3人を含む48名の役職員が逮捕前に応じた取調べの回数は、延べ264回に及ぶものであった。客観的要件に関しては約3年間の捜査を行い、同社及びその関係者が保有する物やデータはすべて押収し、さらに、同社の関係者への約1年半の取調べによって主観面に関する証拠も十分に収集していたものであると解される。この点において、検察官と弁護人の間に事実の争いはほとんどなく、争点は法律解釈にとどまるものであり、罪証隠滅の余地があるものではなかつた。
7. 上記にもかかわらず、被告発人らは、刑事施設における医療提供義務を認識しながら適切な対応をせず、長期勾留を継続させ、その結果、同人は死亡に至つた。拘置所内において重篤な疾病が判明し、拘置所内医療では十分な治療がなしえないことを知り

つつ保釈に執拗に反対し、同時に、条件付きの勾留執行停止では、時間的制約等により拘置所外の病院においても必要な医療処置を行うことが難しいことを知りつつ、被害者が生命維持に必要な医療を受ける権利を意図的に妨げたことは、病状による苦痛や死の恐怖を利用して否認を撤回させようとした自白強要を目的とする違法な行為であり、その結果、同人を死に至らしめたものであるから、刑法第196条の特別公務員職権濫用等致死傷罪に該当する。

8. 後に弁護側の証拠開示請求を受けて検察側が起訴を取り下げ、東京地裁は公訴を取り消した。すなわち、犯罪事実そのものが捏造であったことは明らかとなっている。しかも、2021年5月末に弁護側が弁護側主張関連証拠開示請求として、捜査機関が捜査の初期に経産省等から事情聴取した内容が記載されている捜査メモの開示を求めたあと、6月の公判前整理手続きにおいて、検察官が冒頭陳述ができないので初公判を遅らせて欲しいという異例の要望を行い、挙げ句に初公判直前に公訴取り消しを申し立てた。このことから、早い時期から検察官らは、本件に関して、公判を維持しうる証拠がないことを認識していたことは明らかであり、そのような状況を知りつつ、保釈を阻み、同人らの勾留を維持し続けていたのである。
9. そのような、まともな証拠が存在せず、消極証拠が存在し、しかも立件の先例すらない事案であったにもかかわらず、同人らが起訴され、同人らが容疑を否認していたことを理由に、同人が進行がんであることが判明した後も保釈に執拗に反対し、適切な専門的治療を受けられないまま放置し、その結果、死亡に至らしめた事実こそ、まさに、客観的証拠の乏しい事件において、検察官の求める内容の自白をしなかつた被疑者に対し、違法な自白獲得を目的とした懲罰的な勾留維持及び保釈妨害という、「人質司法」と称される手法が用いられた可能性を強く示唆している。実際に、同人と同じく長期拘留を受けた同社社長大川原正明氏は、起訴後に、取調官から「他2人は容疑を認めている」「弁護士の言うことが正しいとは限らない」「認めればすぐに保釈される」「有罪でも執行猶予付きだろう。罰金も数千万円で済むでしょう」「（公判で争えば）弁護士費用もかかりますよ」等ほのめかされた事実を具体的に語っており、同人に対しても、同様の取り調べや誘導が行われたと考えることに相当の合理性がある。
10. 本件では捜査の杜撰さと違法性が認定され、警視庁・東京地検は謝罪に追い込まれた。しかし、長期拘留や保釈妨害により、無実の人間に対して、適切な医療を受ける権利を奪い、その結果、死に至らしめた事実は極めて重大であるにもかかわらず、関与した被告発人らは何ら実質的な処分を受けていない。

11. 被告発人塚部貴子らは、十分な証拠が存在せず前任検事も起訴を見送った事件について強引に起訴を行い、保釈に反対し、同人を不当に拘束した。これらの嫌疑がすべて虚偽であり、検察官がしかるべき吟味を怠ったがゆえに同人の病死という悲劇を招いたことが明らかになった現在も、反省もなく、ご遺族に真摯な謝罪すら行わず、極めて悪質である。
12. 以上のとおり、本件における被告発人らの行為は明白に捜査権限を逸脱した職権濫用であり、適切な医療を受けさせず、病状悪化を知りながら保釈に反対し、治療の妨害を続けた行為は、形式的な暴行・陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与えたものであり、特別公務員暴行陵虐罪に該当する。
13. 被告発人らは違法な起訴を行い、裁判所の検察に対する信頼を利用して保釈却下を促す意見書を作成したことは明らかである。法治国家において、被疑者の権利や健康の保護は前提であり、これを無視した拘留や医療妨害は許されない。ましてや本件のように、証拠が脆弱な事件において被疑者らの生命や健康を圧迫する拘留・心理的圧力によって自白を得ようとしていると見なされ得る行為は、法的にも倫理的にも重大な問題であり、断じて許容されるべきではない。本件における被告発人らの行為は、法治国家における捜査・司法権の根幹を揺るがす重大な犯罪行為であることに鑑み、検察庁の自浄作用を示すためにも、徹底した捜査と適切な訴追が不可欠である。

以上

よって、告発事実について、厳正なる捜査を実施のうえ、速やかに起訴されたく、本告発に至った次第である。